

全国都道府県教育委員協議会運営規則

第1章 総 則

第1条 本会は、全国都道府県教育委員協議会と称する。

第2条 この規則は、全国都道府県教育委員会連合会規約第3条の規定に基づき、本会の運営について必要な事項を定める。

第3条 本会は、都道府県教育委員会が指名する1名の教育委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、都道府県教育委員相互の連絡を密にし、相協力して教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国及び都道府県教育委員会相互の情報交換
- (2) 教育行政及び教育制度に関する検討
- (3) 国会、関係行政機関等に対する要望及び建議
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 役 員

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	7名

2 役員任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし、任期が満了しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

3 理事は、別表の各ブロックにおいてそれぞれ1名を互選する。

4 会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、会長は、理事を兼ねることができない。

5 副会長は、理事が互選する。

6 役員が、任期中において委員の資格を失った場合は、当該都道府県の後任の委員が、役員残任期間その職務を行う。

第7条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、

その職務を代理する。

第 8 条 特定の重要な案件を検討するため、第 6 条に定める理事のほか
に、特命理事を置くことができる。

2 特命理事に関する必要な事項は、理事会で決定する。

第 4 章 会 議

第 9 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年 2 回開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時会
を招集することができる。

3 総会は、本運営規則の改正及び本会の目的を達成するため重要な事
項を議決する。

4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要のつ
どこれを招集する。

5 理事会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 本会の一般会務に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会において委任された事項

(4) 前各号のほか、会長が必要と認めた事項

6 理事会は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会を
招集する暇がないと認めるときは、これを決定することができる。こ
の場合には、次の総会に報告し承認を求めなければならない。

7 会長は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会又は
理事会を招集する暇がないと認めるときは、これを専決することがで
きる。この場合は、次の総会又は理事会に報告し、承認を求めなけれ
ばならない。

第 5 章 事務局

第 10 条 本会の事務は、全国都道府県教育委員会連合会事務局におい
て処理する。

附 則

1 この規則は、昭和 44 年 6 月 5 日から施行する。

2 全国都道府県教育委員長協議会規約は廃止する。

附 則（昭和 58 年 1 月 19 日規則の一部改正）

この規則は、昭和 58 年 1 月 19 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 26 日規則の一部改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 1 日規則の一部改正）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則（平成 26 年 6 月 20 日法律第 76 号）第 2 条における旧教育長が在職する都道府県においては、本規則第 3 条第 1 項中「当該都道府県が指名する 1 名の委員」は「委員長」とする。

(別 表)

ブロック名	都 道 府 県 名
北 部 ブ ロ ッ ク	北 海 道、青 森、岩 手、宮 城、秋 田、 山 形、福 島、新 潟
関 東 ブ ロ ッ ク	茨 城、栃 木、群 馬、埼 玉、千 葉、 東 京、神 奈 川、山 梨、長 野、静 岡
東 海 北 陸 ブ ロ ッ ク	富 山、石 川、福 井、岐 阜、愛 知、 三 重
近 畿 ブ ロ ッ ク	滋 賀、京 都、大 阪、兵 庫、奈 良、 和 歌 山
中 国 ブ ロ ッ ク	鳥 取、島 根、岡 山、広 島、山 口
四 国 ブ ロ ッ ク	徳 島、香 川、愛 媛、高 知
九 州 ブ ロ ッ ク	福 岡、佐 賀、長 崎、熊 本、大 分、 宮 崎、鹿 児 島、沖 縄